

第58号議案

一宮市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

一宮市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成28年10月28日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市生涯学習センターとして、一宮市大和生涯学習センターを設置し、及び同センターに係る施設使用料の額を定めることを市長に申し出るため、本案を提出します。

一宮市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

一宮市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（平成17年一宮市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

一宮市大和生涯学習センター	一宮市観音寺1丁目15番10号
---------------	-----------------

第7条第1項中「別表第3」を「別表第4」に改める。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第7条関係）

一宮市大和生涯学習センター施設使用料

（単位 円）

区分	午後5時までの2時間以内	午後5時から午後9時までの2時間以内
1階 第1会議室	400	500
2階 第2会議室	800	1,000
	200	250
第4会議室	600	750

備考 使用料の額には、消費税等の額が含まれるものとする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月17日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第2条の表に規定する一宮市大和生涯学習センターの使用に係る手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

一宮市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（平成17年一宮市条例第55号）新旧対照表

現行	改正案
(名称及び位置) 第2条 生涯学習センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 【別記1 参照】 (使用料) 第7条 生涯学習センターの使用料は、別表第1から別表第3までのとおりとする。 2 略 <u>別表第4 (第7条関係)</u> 一宮市大和生涯学習センター施設使用料 (単位 円)	(名称及び位置) 第2条 略 【別記1 参照】 (使用料) 第7条 生涯学習センターの使用料は、別表第1から別表第4までのとおりとする。 2 略 <u>別記2 参照】</u> 備考 使用料の額には、消費税等の額が含まれるものとする。

【別記1】

現行	名称	位置
略	略	略

改正案

改正案	名称	位置
略	略	略
一宮市大和生涯学習センター	一宮市観音寺1丁目15番10号	

【別記2】

改正案

改正案	区分	午後5時までの2時間以内		午後5時から午後9時までの2時間以内
		1階	2階	
1階	第1会議室			400
2階	第2会議室			800
	第3会議室			200
	第4会議室			600
				750

第59号議案

一宮市産業体育館条例を廃止する条例の制定について

一宮市産業体育館条例を廃止する条例の制定について、別紙案を添えて
教育委員会の審議に付します。

平成28年10月28日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市産業体育館を廃止するため、本案を提出します。

一宮市産業体育館条例を廃止する条例

一宮市産業体育館条例（昭和38年一宮市条例第10号）は、廃止する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(議会の議決に付すべき公の施設に関する条例の一部改正)
- 2 議会の議決に付すべき公の施設に関する条例（昭和39年一宮市条例第5号）の一部を
次のように改正する。
第2条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第57号までを1号ずつ繰り
上げる。

(付則)第2項関係) 議会の議決に付すべき公の施設に関する条例(昭和39年一宮市条例第5号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(公の施設の廃止)</p> <p>第2条 次の各号のいずれかに該当する公の施設を廃止しようとするときは、議会において 出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>一宮市産業体育館条例</u> (昭和38年一宮市条例第10号) 第2条に定める産業体育馆</p> <p>(5)～(57) 略</p>	<p>(公の施設の廃止)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4)～(56) 略</p>

第60号議案

一宮市産業体育館条例施行規則を廃止する規則の制定について

一宮市産業体育館条例施行規則を廃止する規則の制定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成28年10月28日

一宮市教育委員会

教育長 中野和雄

提案理由

一宮市産業体育館を廃止するため、本案を提出します。

一宮市教委規則第 号

一宮市産業体育館条例施行規則を廃止する規則

一宮市産業体育館条例施行規則（昭和38年一宮市教委規則第1号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
(一宮市スポーツ施設予約システムの利用に関する規則の一部改正)
- 2 一宮市スポーツ施設予約システムの利用に関する規則（平成19年一宮市教委規則第9号）の一部を次のように改正する。
別表体育館、テニス場その他のスポーツ施設の項中「産業体育館、」を削る。

(付則第2項関係) 一宮市スポーツ施設予約システムの利用に関する規則(平成19年一宮市教育委員会規則第9号)新旧対照表

現行	改正案
別表 (第2条関係) [別記1 参照]	別表 (第2条関係) [別記1 参照]

【別記1】

現行	区分	施設名称
都市公園内体育施設		光明寺公園球技場、一宮市総合体育館、大宮公園弓道場、平島公園野球場、五城グラウンド、奥町公園野球場、大野池染寺公園野球場、東加賀野球場、木曽川サブグラウンド、木曽川ソフトボール場、奥町公園ソフテニスコート、奥町公園競技場、尾西町川敷グラウンド、九品地公園テニスコート、稻荷公園テニスコート、木曽川緑地テニスコート、奥町公園テニスコート、大宮公園相撲場、尾西相撲場
学校運動場夜間照明施設		南部中学校、葉栗中学校、大和中学校、西成東部中学校、萩原中学校、尾西第三中学校、木曽川中学校、今伊勢小学校、浅井中小学校
スポーツ広場		瀬部スポーツ広場、木曽川スポーツ広場
市民運動場		尾西運動場グラウンド、尾西運動場テニスコート、木曽川運動場グラウンド、木曽川運動場テニスコート
体育館、テニス場その他のスポーツ施設		産業体育館、尾西スポーツセンター、木曽川体育館、市テニス場、尾西文化広場テニスコート

改正案	区分	施設名称
都市公園内体育施設		略
学校運動場夜間照明施設		略
スポーツ広場		略
市民運動場		略
体育館、テニス場その他のスポーツ施設		尾西スポーツセンター、木曽川体育館、市テニス場、尾西文化広場テニスコート

第 61 号議案

一宮スポーツ文化センター・一宮市スケート場の管理に係る 指定管理者の指定について

一宮スポーツ文化センター・一宮市スケート場の管理に係る指定管理者の指
定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成 28 年 10 月 28 日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

一宮スポーツ文化センター・一宮市スケート場指定管理者選定委員会におい
て、一宮スポーツ文化センター・一宮市スケート場の管理を行う指定管理者の
優先交渉権者が選定されました。

よって、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、当該施設の管理を
指定管理者に行わせたく、同条第 6 項の規定による議会の議決を求めるため、
市長に申し出たいので本案を提出します。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

- (1) 一宮スポーツ文化センター 一宮市真清田1丁目2番30号
(2) 一宮市スケート場 一宮市松降1丁目9番21号

2 指定管理者として指定する共同事業体の名称並びに代表構成団体等の名称、
主たる事務所の所在地及び代表者の職・氏名

(1) 共同事業体の名称

シンコースポーツ・新生ビルテクノグループ

(2) 代表構成団体

名 称	主たる事務所の所在地	代表者の職・氏名
シンコースポーツ(株) 名古屋支店	名古屋市中区栄一丁目1 6番6号	支店長 持田 誠

(3) 構成団体

名 称	主たる事務所の所在地	代表者の職・氏名
新生ビルテクノ(株) 名古屋支店	名古屋市中区大井町2- 3	支店長 前場 悟

3 指定の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで(5年間)

第62号議案

尾西グリーンプラザの設置及び管理に関する条例の制定について

尾西グリーンプラザの設置及び管理に関する条例の制定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成28年10月28日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

尾西グリーンプラザの設置及び管理に関する条例を一宮市長に提案するため、本案を提出します。

尾西グリーンプラザの設置及び管理に関する条例（案）

（設置）

第1条 市民の健康、体育及び文化の向上に資するため、尾西グリーンプラザ（以下「グリーンプラザ」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 グリーンプラザの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 尾西グリーンプラザ

位置 一宮市富田字砂原2120番地2

（休館日）

第3条 グリーンプラザの休館日は、次のとおりとする。

(1) 毎月の第2月曜日及び第3月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この号及び別表第2において「休日」という。）に当たるときは、その日の翌日以後に到来する最初の休日でない日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 一宮市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

（使用時間）

第4条 グリーンプラザの使用時間は、午前8時30分（運動施設にあっては、午前9時）から午後9時30分（運動施設にあっては、午後9時）までとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（使用の許可）

第5条 別表第1に定めるグリーンプラザの施設及び付属設備を使用しようとする者は、同表に定める使用時間区分によりあらかじめ教育委員会に申請をして使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。使用許可を受けた内容を変更しようとするととも、同様とする。

2 教育委員会は、使用許可をする場合において、グリーンプラザの管理上必要があると認めるときは、その使用許可に条件を付することができる。

（使用の制限）

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、グリーンプラザの使用許可をしない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 施設又は付属設備を滅失させ、又は損傷させるおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

（目的外使用等の禁止）

第7条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（使用許可の取消し等）

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。

- (1) 第6条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。
- (2) この条例又はこれに基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。
- (3) 使用許可に付された条件に違反したとき。
- (4) 虚偽その他不正な手段により使用許可を受けたとき。

2 使用者が前項の規定による使用許可の取消し等により損害を受けることがあっても、市は、その責めを負わない。

(原状回復義務)

第9条 使用者は、その使用が終わったとき、又は使用許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会が代わってこれを行うことができる。この場合において、必要となる費用は、使用者の負担とする。

(特別設備の設置等)

第10条 使用者は、グリーンプラザの使用に当たって特別の設備をし、又はグリーンプラザに備付けの器具以外の器具を搬入し、使用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、使用者の負担において特別な設備をさせることができる。

(使用料)

第11条 使用者は、別表第2に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 前項に規定する使用料は、使用許可の際納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

3 市長は、教育委員会規則で定めるところにより使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第12条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなかつたとき。

- (2) 使用者が、使用開始前に使用許可の取消しを申請した場合において、市長がグリーンプラザの運営に支障がなく、かつ、相当の理由があると認めるとき。

(使用者の義務)

第13条 使用者は、この条例及びこれに基づく教育委員会規則の規定並びに第5条第2項の規定により使用許可に付された条件を守り、使用する施設及び付属設備を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(損害賠償義務)

第14条 使用者は、施設又は付属設備若しくは備付けの器具を滅失させ、又は損傷させたときは、その損害を賠償しなければならない。使用期間中における使用者に起因する損害についても、同様とする。

(職員の立入り等)

第15条 教育委員会は、グリーンプラザの管理上必要があると認めるときは、その指定する職員（次項において「職員」という。）を施設に立ち入らせることができる。この場

合において、使用者は、これを拒むことができない。

- 2 使用者は、職員の指示に従わなければならない。

(入館の制限等)

第16条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、グリーンプラザへの入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) めいていきの他人に迷惑をかけるおそれのある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑をかけるおそれのある物品、動物等を携行する者
- (3) 教育委員会の許可なくして営利営業行為をし、又は張り紙若しくは広告を行う者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる者

(教育委員会規則への委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(使用許可に係る事前手続)

- 2 使用許可に係る手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(議会の議決に付すべき公の施設に関する条例の一部改正)

- 3 議会の議決に付すべき公の施設に関する条例（昭和39年一宮市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

（57） 尾西グリーンプラザの設置及び管理に関する条例（平成28年一宮市条例第1号）

第2条に定める尾西グリーンプラザ

別表第1（第5条関係）

- 1 会議室及び多目的ホール（これらの施設の使用に係る付属設備を含む。）に係る使用時間区分

区分	使用時間
午前	午前8時30分から午後0時30分まで
午後	午後1時から午後5時まで
夜間	午後5時30分から午後9時30分まで
全日	午前8時30分から午後9時30分まで

- 2 運動施設（この施設の使用に係る付属設備を含む。）に係る使用時間区分

区分	使用時間
1	午前9時から午前11時まで
2	午前11時から午後1時まで
3	午後1時から午後3時まで

4	午後3時から午後5時まで
5	午後5時から午後7時まで
6	午後7時から午後9時まで

別表第2 (第11条関係)

(単位 円)

区分	使用料			
	午前	午後	夜間	全日
第1会議室	2,500	2,900	3,800	8,800
第2会議室	1,500	1,700	2,300	5,200
第3会議室	1,500	1,700	2,300	5,200
多目的ホール	全面	14,600	17,300	22,800
	3分の2	10,400	12,300	16,200
	3分の1	4,200	4,900	6,600
運動施設	全面	一つの使用時間区分につき		
		連続する二つの使用時間区分につき		
		連続する四つの使用時間区分につき		
	2分の1	一つの使用時間区分につき		
		連続する二つの使用時間区分につき		
		連続する四つの使用時間区分につき		
	3分の1	一つの使用時間区分につき		
		連続する二つの使用時間区分につき		
		連続する四つの使用時間区分につき		
付属設備		種類又は品目ごとに教育委員会規則で定める。		

備考

- 特別の設備又は器具を持ち込んで、電気を使用する場合に係る使用料は、教育委員会が別に定める。
- 使用料の額には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額が含まれるものとする。

第63号議案

尾西グリーンプラザの設置及び管理に関する条例施行規則の制定について

尾西グリーンプラザの設置及び管理に関する条例施行規則の制定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成28年10月28日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

尾西グリーンプラザの設置及び管理に関する条例施行規則を制定するため、本案を提出します。

(案)

平成28年 月 日

尾西グリーンプラザの設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

一宮市教育長 中野和雄

一宮市教委規則第 号

尾西グリーンプラザの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、尾西グリーンプラザの設置及び管理に関する条例（平成28年一宮市条例第 号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例に規定する用語の例による。

(使用許可の申請)

第3条 使用許可を受けようとする者は、尾西グリーンプラザ使用許可申請書その他教育委員会が必要と認める書類を提出しなければならない。

2 使用許可の申請は、運動施設については使用しようとする日（その日が2日以上連続する場合にあっては、その最初の日。以下「使用日」という。）の4か月前の月の初日から、運動施設以外の施設については使用日の1年前の月の初日から受け付けるものとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

3 使用許可の申請の受付時間は、開館日の午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(使用許可の順位)

第4条 使用許可の順位は、申請の前後によるものとする。ただし、これによることが困難であると教育委員会が認めるときは、抽選によるものとする。

(使用許可証の交付)

第5条 教育委員会は、使用許可をしたときは、尾西グリーンプラザ使用許可証（以下「許可証」という。）を交付する。

(許可証の提示)

第6条 使用者は、グリーンプラザを使用する際、許可証を職員に提示しなければならない。

(使用許可の変更)

第7条 使用者は、使用開始前に使用許可の内容を変更しようとするときは、尾西グリーンプラザ使用許可変更申請書に許可証を添えて、速やかに教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、使用許可の内容に係る変更を認めた場合は、新たに許可証を交付する。

(使用許可の取消申請)

第8条 使用者は、使用開始前に使用しないこととなったときは、尾西グリーンプラザ使用許可取消申請書に許可証を添えて、速やかに教育委員会に提出しなければならない。

(使用許可の取消通知)

第9条 教育委員会は、使用者が条例第8条の規定に該当すると認めたとき、又は前条の規定による使用許可の取消申請を適當と認めたときは、尾西グリーンプラザ使用許可取消通知書を交付する。

(使用時間)

第10条 条例別表第1に規定する使用時間区分には、後片付け等使用に必要な全ての時間を含むものとする。

2 使用者は、使用時間後においては使用時間を延長することができない。

(付属設備の使用料)

第11条 条例別表第2に規定する付属設備の使用料は、別表のとおりとする。

(使用料の減免)

第12条 条例第11条第3項の規定による使用料の減免は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1) 市が主催する事業に使用する場合

(2) 前号に定めるもののほか、市長が公益上必要あると認める場合

2 使用料の減免の割合は、別に定める。

3 使用料の減免を受けようとする者は、尾西グリーンプラザ使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第13条 条例第12条ただし書の規定による使用料の還付基準は、次のとおりとする。

(1) 条例第12条第1号の規定に該当する場合 100パーセント

(2) 使用許可の取消申請が使用日前30日までになされた場合 90パーセント

(3) 使用許可の取消申請が使用日前20日までになされた場合 70パーセント

(4) 使用許可の取消申請が使用日前10日までになされた場合 30パーセント

(特別設備設置等許可の申請)

第14条 使用者は、条例第10条第1項の許可（以下「特別設備設置等許可」という。）を受けようとするときは、尾西グリーンプラザ特別設備設置等許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。

(特別設備設置等許可証の交付)

第15条 教育委員会は、特別設備設置等許可をしたときは、尾西グリーンプラザ特別設備設置等許可証を交付する。

(会場責任者)

第16条 使用者は、グリーンプラザの使用に係る規律を保持するため、あらかじめ会場責任者を定めておかなければならぬ。

(使用後の届出及び点検)

第17条 使用者は、グリーンプラザの使用を終わったときは、直ちに届け出て、職員の点検を受けなければならない。

(施設等の滅失・損傷届)

第18条 使用者は、グリーンプラザを使用する際に施設又は付属設備若しくは備付けの器具を滅失させ、又は損傷させたときは、尾西グリーンプラザ施設等滅失・損傷届を教育

委員会に提出しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第19条 使用者は、条例に規定するもののほか、職員の指示に従い、特に次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 定員を超える人員を入館させないこと。
- (2) 一般入館者の秩序維持を適切に行うこと。
- (3) 定められた場所以外で、喫煙し、飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (4) 許可を受けないで、壁、柱等に張り紙をし、又はピン、釘等を打たないこと。
- (5) 使用許可を受けない施設及び付属設備を使用しないこと。
- (6) 条例第16条各号の規定に該当する者の入場を禁止し、又は退場を命ぜられた者を退場させること。
- (7) グリーンプラザの運営に支障を来すような行為をしないこと。

(入館者の遵守事項)

第20条 入館者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 定められた場所以外で、喫煙し、飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- (3) 定められた場所以外に出入りしないこと。
- (4) グリーンプラザの内外を不潔にしないこと。
- (5) 職員又は使用者の指示に従うこと。

(販売行為等の禁止)

第21条 何人も、教育委員会の許可を受けないでグリーンプラザ内及びグリーンプラザ敷地内において物品を販売し、又は金品の募集等の行為を行い、若しくは行わせてはならない。

(帳票)

第22条 この規則の施行に関し必要な帳票の種類は、次のとおりとし、その様式については、教育委員会が別に定める。

- (1) 尾西グリーンプラザ使用許可申請書
- (2) 尾西グリーンプラザ使用許可証
- (3) 尾西グリーンプラザ使用許可変更申請書
- (4) 尾西グリーンプラザ使用許可取消申請書
- (5) 尾西グリーンプラザ使用許可取消通知書
- (6) 尾西グリーンプラザ利用料金減免申請書
- (7) 尾西グリーンプラザ特別設備設置等許可申請書
- (8) 尾西グリーンプラザ特別設備設置等許可証
- (9) 尾西グリーンプラザ施設等滅失・損傷届

(委任)

第23条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(使用許可に係る事前手続)

2 使用許可に係る事前手続は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

別表（第11条関係）

付属設備	単位	使用時間	使用料
多目的ホールに係る音響装置	一式	1時間まで	1,000円
		1時間を超える1時間までごと	500円
投影機	一式	1時間まで	800円
		1時間を超える1時間までごと	400円
ピアノ	1台	1時間まで	1,000円
		1時間を超える1時間までごと	500円
電気使用料（特別設備等）	1kw	1時間につき	35円

備考 使用料の額には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額が含まれるものとする。

一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありましたので、教育委員会の審議に付します。

平成28年10月28日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

(許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
- (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
- (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
- (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が適當と認められる事業
 - ア 市内の教育関係団体
 - イ 報道機関（新聞社又は放送局）
 - ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体
- (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が適當と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
31	福井市自然体験交流 推進協議会 会長 まえかわ かつみ 前川 勝己	2016 子ども自然体験活 動(16 ふくい冬のさと やまつ子)	<ul style="list-style-type: none"> ・自然体験や文化体験を通じて子ども達の生きる力を育む。 ・異年齢や他地区の子どもたちと共に生活することでコミュニケーション能力を養う。 ・地域に昔から伝わる「生活」や「遊び」を体験することで、里山での暮らしの楽しさやおもしろさを味わい、地域の人々の知恵や工夫を学ぶ。 ・様々な感覚を使って冬の自然とふれあい、他の季節との違いを体で感じていく中で、冬の自然遊びの魅力を知り、思いっきり遊ぶことのできる子どもたちを育む。 ・参加者 小学校1年生～小学校6年生 中学校1年生～3年生各組25名 	1組 12月23日(祝) 金～25日(日) 2組 12月26日(月) ～28日(水)	福井市上味見 地区 農家民宿 「じゅ助」	22,500円	(6)
32	NPOつなハビ 代表 とくだ ひろみ 徳田 洋美	一宮子どもと教育を語 るつどい	<ul style="list-style-type: none"> ・講演 「子どもの笑顔にあいた ぐて」 講師 金田一清子 氏 参加予定者 300名 	平成29年 2月12日(日)	アイプラザ 一宮 小ホール (または尾 西生涯学習 センター)	無料 保育のみ おやつ代 100円	(4) (6)
33	木曽川凧あげまつり 実行委員会 実行委員長 かに ゆきひこ 可児 幸彦	第12回木曽川凧あげ まつり	木曽川の河川環境楽園付 近の自然豊かな地で「風と 対話」する凧揚げを親子・ 孫子など世代を超えて一 緒に楽しむ。 一般・小学生等 500名	平成29年 1月15日(日)	河川環境楽園 西入口 北側付近	無料	(6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
34	一宮市児童育成連絡協議会 会長 つちや ひろし 土屋 寛	第 68 回一宮市新年子ども会大会	新年を迎え、子ども会会員が一堂に会し友情を高めるとともに、楽しいレクリエーションを通じて、児童文化・児童福祉の向上を図る。 参加者 地域子ども会会員及び指導者等約1,300名	平成29年1月7日(土)	一宮市民会館 ホール	無料	(3) (6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
42	一宮北モラロジー事務所 代表世話人 <small>たかま かおる 高間 熏</small>	ニューモラル講演会	公益財団法人モラロジー研究所の社会教育講師による「家族の絆」をテーマにした講演会	11月26日(土)	尾関公民館 (浅井町尾関)	有料 200円	(6)
43	コーラスフェスタ実行委員会 実行委員長 <small>やまぐち ひさえ 山口 寿江</small>	第21回コーラスフェスタ	コーラスグループによる合唱の発表会	平成29年 2月11日(土)	木曽川文化会館	無料	(6)
44	いちのみや大学事務局長 <small>ひの きぬえ 日野 紗枝</small>	いちのみや大学講座 チャリティコンサート「みんなで歌おう日本の歌百選」	ご夫婦デュオによる日本の愛唱歌を中心としたコンサート	12月4日(日)	真光禅寺 (大口1丁目)	有料 800円	(6)
45	愛知県立一宮高等学校 校長 <small>おがわ はぢろう 小川 八郎</small>	第5回一宮高等学校 ファッション創造科の学生が3年間の成果を披露する発表会	ファッショントン創作科の学生が3年間の成果を披露する発表会	平成29年 2月4日(土)	一宮市民会館	無料	(2) (6)
46	社会福祉法人 横の木福祉会 かしの木の里 施設長 <small>たけだ のぶゆき 武田 信之</small>	第16回 かしの木の里 絵画展覧会 そぞうのとびら展	かしの木の里 入所利用者の絵画展覧会	平成29年 1月25日(水) ～ 2月5日(日)	三岸節子記念美術館(1月29日まで) 社会福祉法人 横の木福祉会 (1月31日から)	無料	(4) (6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(スポーツ課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
35	愛知県社会人 クラブ バドミントン連盟 会長 清水善勝 主催 全日本社会 人クラブバドミ ント連盟	第17回 全国社会人 クラブ対抗 バドミントン 大会	各種目予選リーグを 行い、決勝トーナメン ト及び順位決定トー ナメントを行う	平成29年 3月18日 (土)・ 19日(日)	一宮市総合 体育館	1チーム 30,000円	(7)
36	一宮市スキー連盟 会長 江崎敏雄	第44回 一宮ジュニア スキー教室	一宮市及び近郊の 小学3年生から高校生 までを対象としたス キー教室 募集人員 28名	平成29年 3月18日 (土)～20日 (祝・月)	ヘブンス そのはら SNOWORLD	小学生 32,000円 中学生以上 38,000円	(3) (6)
37	NPO尾張軟式 少年野球 NBVリーグ 理事長 川村松夫	第8回 NBVリーグ旗 争奪トーナメン ト大会	6年生を中心としたシ ニアリーグ、5年生を 中心とした5年生リー グ、3・4年生を中心と したマイナーリーグ 別に分けトーナメン ト戦を実施する	11月5日 (土)～ 平成29年 1月下旬期 間内土曜日	平島公園 野球場 他	1チーム 7,000円	(4) (6)
38	一宮ライオンズ クラブ 会長 野村政司	一宮市 オールスター 選抜学童野球祭	一宮市内4つのブロック に分け4チームのト ーナメント方式で実 施する	11月26日 (土)	平島公園 野球場	無料	(6)